

# ケアギバー・トレーニング・プログラム(永住権取得への道)

チャイルドケアや介護の経験のない方、カナダでトレーニングを積んだ後に現地で働きたい方を対象としたプログラム！

**学校紹介:** TLC エドモントン校は、カナダ政府が指定する全ての必要条件を充たす教育と訓練を行います。本校は、子供の世話をするナニーとして、または、介護を必要とする高齢者や身体障害者の介護者として、カナダ人家庭で働く資格を得るための、7ヶ月に渡るフルタイムの訓練プログラムを用意しています。本校でトレーニングを受ける利点は以下の通りです。

- ① カナダ人の雇用主は、カナダで訓練を受けたケアギバーを優先して採用します。
- ② 本校で就学中に就職先を確保し、コース終了と同時にWork Permitを申請し、就職することは可能です。
- ③ 既に住み込みケアギバーとして就職している卒業生のネットワークから、時宜を得たサポートが得られます。
- ④ 実用英語の習得、人脈作り、カナダの生活・習慣に慣れる恰好の機会と理想的な環境を提供します。
- ⑤ カナダで就学すると実際にはそれ以上の訓練を受けている事になります。滞在期間の全期間が訓練となるからです。
- ⑥ カナダ人の家庭で住み込みケアギバーの職に就くには、カナダは行き届いた訓練を受けるに最適の場所です。本校での就学は成功への最善のチャンスを提供します。
- ⑦ エドモントンは 2002 年に世界でビジネス活動を行うに最も魅力的な都市としてランクされ、カナダの都市の中で、失業率が最も低く、また、顕著な発展を遂げている都市の一つです。エドモントンでの生活費は、トロント・バンクーバー・モントリオールと比較して、大変経済的です。カルガリー・バンクーバーといった大都市に近接しているので、求職にも最適です。

<b>入学条件</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学歴: 高校卒業以上の学歴</li> <li>2. 英語力: IELTS(General) 5.0/TOEFL iBT 55/TOEIC 520/GELPIP 3L/PTE36/英検2級 ➢ 席と部屋を確保するために申込み時点ではスコア不要ですが、ビザ申請時にはスコアを提出して頂きます。</li> <li>3. 年齢制限は特にありません。40代の方も受講し、無事にWork Permit &amp; 永住権を取得しています。</li> </ol>
<b>入学日</b>	毎月1日(週末に当たる場合は翌月曜日)
<b>研修期間</b>	7ヶ月間

**カリキュラム:** 本校は、アルバータ州政府の認可を得た小規模の私立学校で、住み込みケアギバーになる為の訓練プログラム履修を専門としています。これは、住み込みケアギバーとしての専門知識、役割習得と訓練に焦点を置いている為です。クラスは小クラス制で、普通 10 人以下で編成、英語力も含め、学生個人の必要、能力に合わせて授業を行います。クラスは講義と校内に於ける実地訓練で構成されています。講義、教材、視聴覚教材、個人とグループ・プロジェクト、クラス・ディスカッションなどを通して履修を行い、クラスを通して評価され、フィードバックが与えられます。プログラム修了者には修了書が授与されます。

- |  |   |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>① 対人関係のスキル</li> <li>② 意思疎通のスキル</li> <li>③ 住み込みケアギバーとしての役割に対する自己認識の開発</li> <li>④ 健康と安全: 心肺機能蘇生法/応急手当(救急救命法)の履修証明書</li> <li>⑤ 高齢者の世話: 加齢過程の理解・動作の補助・衛生・精神面の問題・末期ケアなどを含む。</li> <li>⑥ 身体障害者の世話</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>⑦ 子供の成長過程</li> <li>⑧ 子供の行動や態度に関する対処法</li> <li>⑨ 虐待の理解と認識</li> <li>⑩ 家庭の管理</li> <li>⑪ 食事の準備: クッキング・クラスを含む(週1回)。</li> <li>⑫ 栄養</li> <li>⑬ 薬物治療の管理</li> </ol> |
|--|---|

本校では、長年にわたる各年齢層の介護経験者で家庭科学位、教職資格保持者がコースを担当します。履修科目は12の独立した単位で構成されています。それが順次一巡するように計画されています。従って、何時の時点でも月初めからの入学が可能で、7ヵ月後にはコースを終了することができます。

<b>就職サポート</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 学校のネットワークを活用し、在学中より雇用主のファミリーを探すことができ、また、トレーニングを積みながら、ファミリーとの交流や信頼関係を築くことができます。学校の掲示板(ホームページ)には、求職する生徒及びナニーを希望するファミリーの双方が無料で広告を掲載することができます。</li> <li>✚ ナニー・エージェントやカナダ政府の Job Bank サイトでも求人情報を入手できます。</li> <li>✚ <b>多くの卒業生は、エドモントン/カルガリー/バンクーバー/トロントでナニーとして働いています。</b></li> </ul>
<b>ビザ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 学生ビザ: トレーニング期間中は放課後・週末にアルバイト可能(週20時間)。</li> <li>➢ 就労ビザ: ジョブ・オファー(雇用先確定)受領後、Service CanadaにLMIAを申請し、承認後、Temporary Foreign Worker Program制度下のIn-home Caregiver Programとして就労ビザを取得します。</li> </ul>

**滞在方法** シェア・ハウス(個室/バス・キッチントイレ共同/WIFI可) 月C\$475.00~

<p><b>プログラム費用: C\$6,800.00 (キャッシュレートの計算)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 手続き料/海外送金手数料</li> <li>② 出発前サポート&amp;オリエンテーション</li> <li>③ 入学金</li> <li>④ CPR/First Aide修了書</li> <li>⑤ 研修費用: クラス月~金 9:00~15:30</li> <li>⑥ クッキング・コース: 週1回(食材費を含む)</li> <li>⑦ TLCによる就職及びWork Permit申請に関わるサポート</li> <li>⑧ 滞在先手配及び空港出迎え</li> </ol>	<p><b>費用に含まれないもの</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 航空券: 片道可</li> <li>② 学生ビザ代行料¥21,600</li> <li>③ 学生ビザ申請料(学生)C\$154.00</li> <li>④ 海外旅行保険料</li> <li>⑤ 宿泊代・食費: シェアハウス家賃月C\$475.00~</li> <li>⑥ LMIA申請待機期間中の滞在費(週20時間就労可)</li> <li>⑦ 健康診断書C\$400.00</li> <li>⑧ ビザトリップ費用及びWork Permit C\$155.00</li> </ol>
--	---



## 就学期間中の就労について

就学期間中は週 20 時間以内の就労が認められるようになりました。但し、Immigration で Student Authorization が発行される際に必ず”allowed to work off-campus for 20 hours per week”の記載があるかどうかを確認して下さい。

### 1. アルバイトを始めるのに必要な手続き

- ① 銀行口座開設: 口座開設方法は校長先生に相談して下さい。
- ② Social Insurance Number の申請: 雇用主に提出する必要がありますので、早めに申請して下さい。

場所: Edmonton Canada Place Service Canada Centre

住所: Canada Place, Floor Main, 9700 Jasper Avenue, Edmonton, Alberta

必要書類: パスポート / Student Authorization / Application Form

トロントには日本食レストランやショッピングモールで求人があります。研修に支障がないよう、放課後・週末に働ける仕事を探して下さい。週 20 時間で月約 C\$700 程度の収入があり、飲食店での仕事は賄いとチップが支給されます。

### 仕事探しから就労までの流れ(2016 年 5 月現在)

1. 研修開始の 2~3 ヶ月後位から雇用主のファミリー探しを始めます。学校の紹介や掲示板、求人サイト(Canada Job Bank 等)やナニー・エージェント等で探します。学校で仕事探しの情報提供やサポートを提供しているので、エリアにこだわらなければ、ファミリーが見つからないことはありません。エリアよりもファミリーが早く見つかることを優先させて、積極的に動いて下さい。
2. 候補のファミリーが見つかったら、連絡を取り合い、交流を深めます。その後、ホストファミリーと正式に雇用契約を結びます。
3. 雇用主であるホストファミリーが(ESDC/SC へ Labour Market Impact Assessment (LMIA)を申請します。LMIA の承認まで 3~4 ヶ月を要するケースもありますので、十分な生活費をご用意下さい。その間に Work Permit 申請に必要な書類を揃えます。
4. LMIA が承認後、カナダ国境の入国管理局で再入国し、Work Permit を取得します(バンクーバーからのビザトリップが一般的)。
5. Work Permit 取得後、Live-in-caregiver として働きます。 ※Work Permit 申請方法は度々変更があります。

### 永住権申請までの流れ(2016 年 5 月現在)

1. Live-in-caregiver Program の制度がなくなり、Temporary Foreign Worker Program 制度下の In-home Caregiver Program に変更となりました。チャイルド・ケアと高齢者・身障者のケアの 2 つのカテゴリーに分かれ、住み込みだけでなく、通いでも可能となりましたが、現実的に住み込みナニーの仕事が需要は多いでしょう。
2. In-home Caregiver として 2 年間就労すると永住権申請資格は得られますが、その年の永住権申請枠(各カテゴリー 2,750 名)が決めているので、万一申請枠に達した場合は翌年の申請となります。
3. In-home Caregiver の就労ビザの申請資格要件(6 ヶ月のトレーニングまたは 1 年の関連する職歴)はなくなりました。現実的にはトレーニングや就労経験がないと就職には結びつきません。
4. 雇用主は雇用契約後に最寄りの Service Centre Canada で Labour Market Impact Assessment (LMIA)を申請し、承認を得る必要があります。就労ビザ申請に LMIA は必要ですが、LMIA 承認は以前よりも厳しくなっております。
5. 永住権申請時に英語力試験(IELTS or CELPIP)が必要で、また 1 年以上の Post-secondary の学歴が必要です。永住権の申請は通常移民弁護士に依頼します。移民制度は度々変更があり、法律上エージェントやカレッジではサポートできないので、最寄りの移民弁護士事務所(できれば日本人スタッフがいるところ)を探し、相談して下さい。

#### <保育パスウェイでの永住権申請条件>

- 過去 4 年以内にフルタイムで 2 年間、カナダ国内でケアギバーとして、一般家庭で保育の仕事で雇用されていたこと(住み込みではなくても良い)。
- 移民局指定の英語またはフランス語のテストで中級レベルのスコアを取得していること。
- 専門学校・短大・大学等の学校で 1 年以上のコースを修了していること(カナダ国外の学歴は移民局指定機関で学歴査定)。

#### <介護パスウェイでの永住権申請条件>

- 過去 4 年以内にフルタイムで 2 年間、カナダ国内で看護師・精神看護師・看護助手・患者支援者・ケアギバーとして雇用されていたこと(住み込みではなくても良く、一般家庭以外での仕事でも良い)。
- 看護師など免許が必要な職種の場合は、各州の該当免許を保持していること。
- 各職種の、カナダ政府規定の職歴・学歴条件を満たしていること。
- 移民局指定の英語またはフランス語のテストで、看護師・精神看護師として申請する場合は上級、その他は中級のスコアを取得していること。
- 専門学校・短大・大学等の学校で 1 年以上のコースを修了していること(カナダ国外の学歴は移民局指定機関で学歴査定)。



血圧を測る練習



図画工作クラス



クッキング・クラス